

御前崎市議会告示第2号

条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項の規定に基づき、次のとおり条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与えるので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定に基づき告示する。

令和元年6月27日

御前崎市議会議長 杉浦 謙



- 1 日時
令和元年7月8日（月曜日） 午後1時30分
- 2 場所
御前崎市池新田5585番地
御前崎市役所 4階 全員協議会室
- 3 事件名
御前崎市における産業廃棄物処理施設の設置についての住民投票に関する条例の制定について
- 4 人数
2名以内
- 5 意見を述べる時間（各陳述者の合計時間）
10分以内